

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ダイブ			コード	151A
提出日	2024/4/18	異動(予定)日	2024/4/8		
独立役員届出書の提出理由	独立役員である社外監査役 榊正壽氏の逝去による退任のため				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし		
1	山口 豪志	社外取締役	○										△					
2	山中 哲男	社外取締役	○													○		
3	岩井 裕之	社外取締役	○													○		
4	稲川 静 (戸籍名 岩崎 静)	社外監査役	○										△					
5	吉野 公浩	社外監査役	○													○	訂正・変更	

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	同氏は、当社役員向けの講演登壇にかかる取引がございました。2018年12月期に500千円の取引がございましたが、当該取引は同年における売上高の0.007%であります。取引の規模に照らして、社外取締役の独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	同氏は、スタートアップ企業の支援や経営の経験が豊富であり、企業経営に精通していることから、客観的に当社の経営を監視、監督する役割および経験に基づいた助言を頂くとともに、適切な監督機能を果たして頂けるものと判断し、選任しております。また、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
2	該当事項はありません。	同氏は、他企業において社外取締役としての経験を有しており、またコンサルティング経験及び、経営者としての経験が豊富であり企業経営に精通していることから、客観的に当社の経営を監視、監督する役割および経験に基づいた助言を頂くとともに、適切な監督機能を果たして頂けるものと判断し、選任しております。また、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
3	該当事項はありません。	同氏は、上場企業における経営者としての豊富な知見を有しており、企業経営に精通していることから、客観的に当社の経営を監視、監督する役割および経験に基づいた助言を頂くとともに、適切な監督機能を果たして頂けるものと判断し、選任しております。また、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
4	同氏は、法務に関する支援業務について当社と業務委託契約を締結しておりますが、社外監査役就任前の2021年12月をもって業務委託契約を解消しております。2022年6月期に900千円の取引がございましたが、当該取引は同年における売上高の0.02%であります。現在、業務委託契約は終了しており、また取引の規模に照らして、社外監査役の独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	同氏は、弁護士として高い専門性と豊富な経験を有しており、社外監査役として独立した立場から適切な監査をいただいております。また、企業法務に精通していることから、客観的に当社の経営を監視、監督する役割および経験に基づいた助言を頂くとともに、適切な監督機能を果たして頂けるものと判断し、選任しております。また、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
5	同氏が、代表弁護士を務める弁護士事務所は当社の顧問弁護士でありましたが、社外監査役就任前の2019年2月をもって同事務所との顧問弁護士契約は解消しております。2013年12月期に209千円、2014年12月期に549千円、2015年12月期に600千円、2016年12月期に1,000千円、2017年12月期に1,800千円、2019年3月期に2,250千円の取引がございました。現在、顧問弁護士契約は終了しており、また取引の規模に照らして、社外監査役の独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	同氏は、弁護士として高い専門性と豊富な経験を有しており、法務面やコーポレートガバナンス体制の強化を図るとともに、企業法務に精通していることから、客観的に当社の経営を監視、監督する役割および経験に基づいた助言を頂くとともに、適切な監督機能を果たして頂けるものと判断し、選任しております。また、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~の各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。